

十日町市新規卒業者地元就職祝金支給要綱

令和 7 年 8 月 1 日

十日町市告示第162号

(趣旨)

第1条 この告示は、若者の定住化及び地元就職の促進を図ることを目的として、十日町市に住み続け、市内の事業所等に就職した高等学校等の卒業者に対し、予算の範囲内で新規卒業者地元就職祝金（以下「祝金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内で事業を実施する事務所、店舗、工場等をいう。
- (2) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院をいう。
- (3) 新規就職者 高等学校等を卒業して1年以内の者で、事業所等に正規雇用され、かつ、初めて就職した者をいう。
- (4) 個人事業主 高等学校等を卒業して1年以内の者で、事業所等を有し、かつ、初めて事業を営む者をいう。
- (5) 新規就農者等 高等学校等を卒業して1年以内の者で、初めて市内で就農又は就林、就漁した者をいう。
- (6) 事業後継者 高等学校等を卒業して1年以内の者で、事業の後継者として初めて市内で就業した者をいう。
- (7) 正規雇用 次に掲げる全てに該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。

(支給対象者)

第3条 祝金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、新規就職者、個人事業主、新規就農者等、事業後継者（以下「新規就職者等」という。）であり、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 中学校を卒業した日から祝金の申請日において引き続き市内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 新規就職者等として就労する直前に、在学していた高等学校等へ市内から通学していた者

- (3) 同居世帯全員に市税の滞納がないこと。
 - (4) 就労開始から6か月経過し本採用となった者。ただし、個人事業主、新規就農者等については、就労開始から6か月を経過した者
 - (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体の職員でないこと。
 - (6) 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (7) 外国人である場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- （祝金の額等）

第4条 祝金の額は、支給対象者1人につき10万円とし、1回に限り支給する。

（支給の申請）

第5条 祝金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市新規卒業者地元就職祝金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、就労開始日から6か月を経過し、本採用となった日（ただし、個人事業主、新規就農者等については、就労開始日から6か月を経過した日）から高等学校等を卒業して1年以内までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出は、就労開始日の属する年度に行うものとする。

- (1) 申請者の住民票
 - (2) 在職証明書（様式第2号）又は就業届出書（様式第3号）
 - (3) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - (4) 預金通帳の写し又は祝金の振込先として指定する金融機関の口座を確認することができる書類
 - (5) 最終学校へ市内から通学していたことが分かる証明。ただし、市内の高等学校等へ通学していた者は提出不要
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- （支給の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の内容を審査した上で、支給の可否を決定し、十日町市新規卒業者地元就職祝金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により祝金の支給を決定したときは、当該申請者に対し祝金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により祝金の支給決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、祝金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに支給した祝金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他手段により祝金の支給を受けたことが発覚したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

十日町市長 様

申請者
住所
氏名
生年月日
電話番号

十日町市新規卒業者地元就職祝金支給申請書

十日町市新規卒業者地元就職祝金支給要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、支給対象要件確認のために、私の世帯の納税状況を調査することに同意します。

1. 支給申請金額 _____ 円

2. 就職区分

☐ 新規就職者 ☐ 個人事業主 ☐ 新規就農者等 ☐ 事業後継者

3. 就職先

事業所等名	
所在地	
就労年月日	

4. 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

- ※添付書類
- ☐ 新規就職者、事業継承者 … 在職証明書（様式第 2 号）
 - ☐ 個人事業主、新規就農者等 … 就業届出書（様式第 3 号）
 - ☐ 申請者の住民票
 - ☐ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - ☐ 預金通帳の写し
 - ☐ 最終学校へ市内から通学していたことが分かる証明（ただし、市内の学校へ通学していた者は提出不要）
 - ・通学定期券若しくは通学証明書の写し又は家族等からの証明

様式第2号（第5条関係）

在 職 証 明 書

氏 名	
住 所	
生年月日	
就業年月日	
本採用となった日	
雇用形態	正規雇用
勤務時間	時 分～ 時 分（週 時間）

上記の者は、当社（事務所）に在職していることを証明いたします。

年 月 日

所 在 地

事業所名

代表者名

㊞

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

十日町市長 様

届出者 住所
氏名
生年月日 年 月 日生

就業届出書

十日町市新規卒業者地元就職祝金支給要綱第5条第2号の規定により届け出ます。
また、本事業の要件に違反があった場合は、第7条の規定により祝金を返還します。

1. 就業開始日 年 月 日

2. 就業場所 十日町市

3. 職種

- ☐ 商工業
- ☐ 農業
- ☐ 林業
- ☐ 漁業

4. 確認事項

- ☐ 初めて十日町市内で就業しました。
- ☐ 就業開始日から6箇月を経過しました。

添付書類

- ・個人事業主の場合は、開業届の写し
- ・事業に従事したことがわかる確定申告書等の写し

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市新規卒業者地元就職祝金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった祝金の支給について、下記のとおり決定しましたので、十日町市新規卒業者地元就職祝金支給要綱第 6 条の規定により通知します。

記

☐ 支給

支給決定額 円
支給方法 口座振込
振込（予定）日 年 月 日（ ）

☐ 不支給

理由